

社会福祉法人一視同仁会
サービス付き高齢者向け住宅この花 施設利用規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一視同仁会（以下「同仁会」とする）が運営するサービス付き高齢者向け住宅この花（以下「この花」とする）の食事提供施設（以下「施設」という）の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(利用方法)

第2条 施設は、談話等、この花及び地域に居住する方々の交流の場所として開放する。ただし、施設を貸し切りにより利用する際には、予め電話または口頭により使用状況を確認の後、「施設利用申込書」(様式第1号)に必要な事項を記入して、この花に届け出るものとする。

- 2 施設の利用時間は、9時から14時までとする。
- 3 施設管理者の承認を得た場合、前項の時間外において利用することができる。
- 4 利用開始時は「施設利用簿」(様式第2号)に記入すること。
- 5 定期的な利用の申込みについては、週2回を限度とし、期間を当該年度の3月31日までとする。引き続き利用を希望する場合は、改めて「施設利用申込書」を届け出るものとする。

(予約受付)

第3条 原則、先着による申し込みを優先とする。ただし、この花の運営上必要な場合または重大な公益性にかかる事項が生じた場合は、この限りではない。

- 2 前項に定める重大な公益性にかかる事項とは、次の様なこととする。
 - (1) 地震、洪水等の災害により、同仁会または関係する事業所の利用者または自治体からの要請による避難者等の受け入れ。
 - (2) 公益的団体または自治体による活動で、施設の利用により実現可能な、人の生命及び身体、精神、権利にかかる事項。
 - (3) その他、同仁会理事長が重大な公益性があると判断した事項。

(利用料及び納付方法)

第4条 施設の利用料は、利用時間ごとに次のとおりとする。

- (1) 4時間まで 無料
 - (2) 4時間をこえる場合 1時間ごとに100円（水道光熱費として）
- 2 前条第2項に規定する事項にかかる利用の場合は、前項の規定にかかわらず施設の利用料は無料とする。
 - 3 利用料金の納付は、利用終了前に管理担当者に行うものとする。

(備品について)

第5条 施設の備品は、施設内において利用するものとする。

(利用の制限)

第6条 施設管理者は、次の各号に該当する場合は利用を許可せず、または許可を取り消し、もしくは利用を中止させることができる。

- (1) この花の運営に支障があると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (3) 建物もしくは付属設備を破損し、または消滅するおそれがあると認められるとき。
- (4) 政治的・宗教的活動による利用と認められるとき。
- (5) 営利目的による利用と認められるとき。

(目的外利用の禁止等)

第7条 利用許可を受けた者は、許可を受けた目的以外での利用または権限を譲渡もしくは転貸をしてはならない。

(賠償)

第8条 利用者は、建物または付属設備等を故意または重大な過失により破損または滅失したときは、その損害を速やかに賠償しなければならない。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 利用にあたり、施設管理者の指示に従うこと。
- (2) 利用時間を厳守すること。利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものであること。
- (3) 特別の設備を設置もしくは現状を変更しようとするときは、予め施設管理者の許可を受けること。なお、利用終了後は速やかに現状に復し、管理担当者の確認を受けること。
- (4) 許可なく貼り紙、釘打ち等をしないこと。
- (5) 建物内において喫煙をしないこと。
- (6) 許可なく建物居住空間および厨房への立ち入りをしないこと。
- (7) 複数名で使用するときは、代表者1名を設けること。

附則

この規程は、平成30年8月1日より施行する。

施設利用申込書

サービス付き高齢者向け住宅この花 宛

平成 年 月 日

下記の規定を守り、サービス付き高齢者向け住宅この花の食事提供施設を利用したいので、申し込みます。

利用規定

- (1) 利用開始時および利用終了時は、管理担当者に声をかけ「施設利用簿」に記入すること。
- (2) 利用終了後は速やかに現状に復すること。
- (3) 施設の備品、器具、消耗品の施設外無断持ち出しはしないこと。
- (4) 発生したゴミ類は、全て持ち帰ること。
- (5) 施設建物内は禁煙とする。
- (6) 故障・破損等が生じた場合は、必ず管理担当者に報告すること。

申込者	責任者名 (団体名)		
	住所		
	連絡先電話番号		
利用日時	① 都度利用 月 日 () 午前・午後 時 分から 月 日 () 午前・午後 時 分まで ② 定期利用 月 日から 月 日まで、週 回 (曜日) 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
利用目的		利用人数	人

サービス付き高齢者向け住宅この花 食事提供施設を利用することを許可する。

平成 年 月 日

サービス付き高齢者向け住宅この花
管理者 

